

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月25日

【事業年度】 第68期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 東亜ディーケーケー株式会社

【英訳名】 DKK-TOA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 輝男

【本店の所在の場所】 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

【電話番号】 東京(03)-3202-0211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 玉井 亨

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

【電話番号】 東京(03)-3202-0211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 玉井 亨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第68期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)有価証券報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

4 関係会社の状況

第2 事業の状況

5 経営上の重要な契約等

3 【訂正箇所】

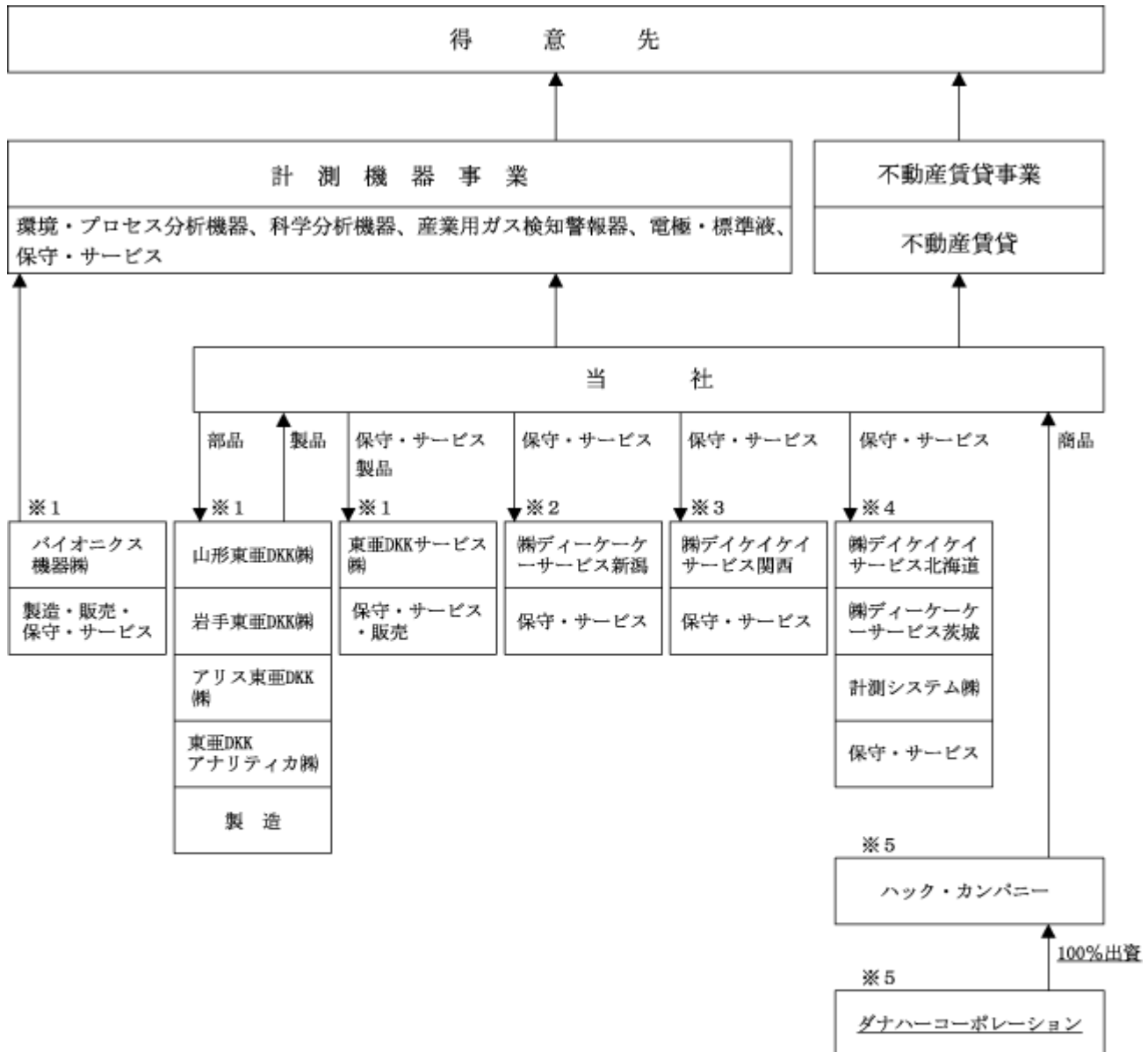
訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

3 【事業の内容】

(訂正後)



- (注) ※1 連結子会社
 ※2 非連結子会社で持分法非適用会社
 ※3 関連会社で持分法適用会社
 ※4 関連会社で持分法非適用会社
 ※5 その他の関係会社

4 【関係会社の状況】

(訂正後)

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容			
					役員の兼任等		貸付金	営業上の取引
					役員(人)	従業員(人)		
(連結子会社) 山形東亜D K K(株) (注)1,2,3	山形県 新庄市	10百万円	計測機器事業	100.0	1	3	無	仕入先
岩手東亜D K K(株) (注)2,3	岩手県 遠野市	10百万円	同上	100.0	1	3	無	仕入先 売上先
アリス東亜D K K(株) (注)2,3	埼玉県 狭山市	10百万円	同上	100.0	3	3	無	仕入先
東亜D K Kアナリティカ(株) (注)2,3	東京都 東大和市	50百万円	同上	100.0	1	6	無	仕入先
バイオニクス機器(株) (注)2	東京都 東大和市	42百万円	同上	100.0	1	2	有	仕入先 売上先
東亜D K Kサービス(株) (注)1,2,3	東京都 東大和市	50百万円	同上	100.0	1	4	無	仕入先 売上先
(持分法適用関連会社) 株)ダイケイサービス関西	大阪府 門真市	15百万円	同上	28.0		2	無	仕入先 売上先
(その他の関係会社) ダナハーコーポレーション	米国 ワシントン 特別区	7,668百万 米ドル	製造業	(33.83)	1	—	無	—
(その他の関係会社) ハック・カンパニー (注)4	米国 コロラド州	45百万 米ドル	計測機器の製 造・販売	(33.83)			無	仕入先

- (注) 1 山形東亜D K K(株)及び東亜D K Kサービス(株)は特定子会社に該当しております。
- 2 上記会社は、売上高の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 3 設備の貸与については、「第3 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載してありますので省略しております。
- 4 その他の関係会社であるハック・カンパニーは、平成17年11月に業務及び資本提携契約の締結並びに平成22年12月第三者割当て増資の引受けにより、当社の株式を取得し、平成24年3月31日現在当社の株式6,659千株を所有しております。

第2 【事業の状況】

5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

業務及び資本提携契約の締結

平成17年11月から、HACHとの業務及び資本提携の契約を締結しております。

平成22年12月、HACHとの間で、業務及び資本提携に関する補訂合意（以下「本補訂合意」といいます。）を締結しております。本補訂合意によって、当社及びHACHIはHACH（その関係会社を含みます。以下同じ。）が33.4%以上の議決権を保有している限り、当社は、同社の同意なしに、同社の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行わないこと、当社が割当予定先の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行う場合、同社は33.4%の議決権保有割合を維持するために必要な新株の割当等を当社に請求できること、当社が当社取締役（最大12名）のうち3名を上限として、HACHが指名する者を選任することを合意しております。

(訂正後)

業務及び資本提携契約の締結

平成17年11月から、HACHとの業務及び資本提携の契約を締結しております。

平成22年12月、HACHとの間で、業務及び資本提携に関する補訂合意（以下「本補訂合意」といいます。）を締結しております。本補訂合意によって、当社及びHACHIはHACH（その関係会社を含みます。以下同じ。）が33.4%以上の議決権を保有している限り、当社は、当社が企図する時期において新株発行等を行わないことが当社の財務状況に重大な影響を及ぼすと合理的に認められる場合を除き、同社の同意なしに、同社の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行わないこと、当社が割当予定先の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行う場合、同社は33.4%の議決権保有割合を維持するために必要な新株の割当等を当社に請求できること、HACHIは、上限3名までの当社の取締役候補者を、当社の取締役会の決議に付すために上程することができ、当社は、当該候補者が当社の企業価値の向上に寄与すると合理的に判断される場合、当社の取締役会決議を経て、これらの者を当社の株主総会にその決議に付すために上程するものとすることを合意しております。

以上